

官報

号外

平成七年四月十九日

○第百三十二回 衆議院会議録 第二十二号

平成七年四月十九日(水曜日)

議事日程 第十六号

平成七年四月十九日

午後一時開議

第一 千九百九十四年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第二 千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件

議員辞職の件

議員請暇の件

日程第一 千九百九十四年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第二 千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

(内閣提出)

平成七年四月十九日 衆議院会議録第二十二号

午後一時三十分開議

○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。

議員辞職の件

○議長(土井たか子君) 議員石原慎太郎さんから辞表が提出されております。これにつきお諮りいたします。その辞表を朗読させます。

(参事朗読)

辞職願

私儀、今般さきの永年勤続表彰への答辞の中で、のべた所信にのっとり、衆議院議員を辞職いたしました。御許可願います。

平成七年四月十四日

衆議院議員 石原慎太郎

衆議院議長 土井たか子殿

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

石原慎太郎さんの辞職を許可するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、辞職を許可することに決まりました。

議員請暇の件

○議長(土井たか子君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

上田清司さんから、四月二十四日から五月四日まで十一日間、石井紘基さんから、四月二十四日から五月六日まで十三日間、右いずれも海外旅行のため、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可することに決まりました。

日程第一 千九百九十四年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第二 千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

○議長(土井たか子君) 日程第一、千九百九十四年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件、日程第二、千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長三原朝彦さん。

千九百九十四年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

認を求めるの件及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(三原朝彦君登壇)

○三原朝彦君 ただいま議題となりました両件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国際熱帯木材協定について申し上げます。

本協定は、千九百八十三年の国際熱帯木材協定にかわるものであり、平成六年一月二十六日にジュネーブで開催された国際連合国際熱帯木材協定交渉会議において採択されたものであります。

本協定は、熱帯木材の国際貿易の発展等を主な目的とするものであり、この協定の運用のため、千九百八十三年の国際熱帯木材協定によって設立された国際熱帯木材機関を引き続き存続させ、その本部は横浜に置かれること、熱帯木材の輸出に關しての二〇〇〇年目標達成のためのバリ・パートナーシップ基金を設立すること等について規定しております。

次に、油汚染に関する国際条約について申し上げます。

本条約は、平成元年のアルシュ・サミットの経済宣言に、国際海事機関が油による汚染に関する一層の防止活動のための提案を提示するよう求める旨の記述が盛り込まれたことを受けて、平成二年十一月にロンドンで開催された国際会議において作成されたものであります。

本条約は、締約国が自国の船舶、沖合施設の管理者、海港及び油取り扱い施設の管理者等に対し、油汚染緊急計画等を備えること及び油の排出

平成七年四月十九日 衆議院會議録第二十二号

サリン等による人身被害の防止に関する法律案 議長報告

二

をもたらず事件等を最寄りの沿岸国等に遅滞なく通報することを要求することなどの国際協力の枠組みについて規定しております。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。以上、御報告申し上げます。(拍手)

よって、日程は追加されました。

サリン等による人身被害の防止に関する法律案

案内閣提出

○議長(土井たか子君) サリン等による人身被害の防止に関する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。地方行政委員長長川崎二郎さん。

サリン等による人身被害の防止に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(川崎二郎君登壇)

○川崎二郎君 ただいま議題となりましたサリン等による人身被害の防止に関する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近におけるサリンと見られる物質の発散による人身被害の発生等にかんがみ、人身被害の防止及び公共の安全の確保を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容について申し上げます。

第一に、サリン等の発散等に関する罰則等の整備についてであります。

その一は、サリン等を発散させて公共の危険を生じさせた場合には無期または二年以上の懲役に処することとし、

その二は、サリン等の製造、所持等を禁止し、これに違反した場合には七年以下の懲役、発散目的でこれらの罪を犯した場合には十年以下の懲役に処することとし、

その三は、発散罪、製造罪等に当たる行為に要する資金等を提供した場合には三年以下の懲役に処することとしたしております。

第二に、被害発生時の措置等についてであります。

その一は、サリン等の発散により人身被害が生じている場合等においては、警察官等は、警察法等の定めるところにより、直ちに、被害場所への立ち入りの禁止、サリン等の回収または廃棄等その被害を防止するために必要な措置をとらなければならないこととし、

その二は、警察官等による措置の円滑な実施を確保するため、関係行政機関等及び国民との協力関係について所要の規定を整備することとしたしております。

本案は、昨日本委員会に付託され、本日野中国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十三分散会

出席閣僚大臣

外務大臣臨時代理 五十嵐広三君
国務大臣 野中 広務君

○議長報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る十四日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

悪臭防止法の一部を改正する法律 (通知書受領)

一、去る十四日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

家族的责任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十六号)の締結について承認を求めるの件

原子力の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

一、去る十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法

電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機
構法の一部を改正する法律

大気汚染防止法の一部を改正する法律

道路交通法の一部を改正する法律

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部
を改正する法律

地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律
石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のた
めの関係法律の整備等に関する法律
電気事業法の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、昨十八日、内閣から、次の報告書及び文書を
受領した。

農業基本法第六条第一項の規定に基づく平成六
年度農業の動向に関する年次報告

農業基本法第七條の規定に基づく平成七年度に
おいて講じようとする農業施策についての文書

(政府委員承継)

一、去る十四日、土井議長は、村山内閣総理大臣
申し出の次の者を、第百三十二回国会政府委員
に任命することを承認した。

皇室経済主管 角田 素文

文部省生涯学習局長 草原 克豪

資源エネルギー庁石炭部長 佐瀬 正敬

一、去る十七日、土井議長は、村山内閣総理大臣
申し出の次の者を、第百三十二回国会政府委員
に任命することを承認した。

外務省総合外交政策局軍備
管理・科学審議官事務代理 杉内 直敏

外務省欧亜局長事務代理 西田 恒夫

外務省中近東ア
フリカ局長事務代理 重家 俊範

通商産業省機械情報
産業局長事務代理 中野 正孝

消防庁審議官 松田 研一

(政府委員任命)

一、去る十四日、村山内閣総理大臣から土井議長
あて、十四日議長において承認した角田素文外
二名を、同日第百三十二回国会政府委員に任命
した旨の通知を受領した。

一、去る十七日、村山内閣総理大臣から土井議長
あて、十七日議長において承認した杉内直敏外
四名を、同日第百三十二回国会政府委員に任命
した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る十四日、村山内閣総理大臣から土井議長
あて、第百三十二回国会政府委員中左記のと
り異動があり、政府委員としての資格を失った
旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

皇室経済 古居 備治 宮内庁書 平七・三三

文部省生涯 泊 龍雄 文部大臣 平七・四四

資源エネルギー 雨宮 二郎 人事院事 平七・四一

石炭部長 官 務総局公 平七・四一

一、去る十七日、村山内閣総理大臣から土井議長
あて、第百三十二回国会政府委員中左記のと
り異動があり、政府委員としての資格を失った
旨の通知を受領した。

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

消防庁審 山崎 浩司 (退職) 平七・三三

(政府委員解任)

一、去る十七日、村山内閣総理大臣から土井議長
あて、十七日(外務省総合外交政策局軍備管
理・科学審議官)林嶋、(外務省欧亜局長)野村
一成、(外務省中近東アフリカ局長)法眼健作及
び(通商産業省機械情報産業局長)渡辺修の第百
三十二回国会政府委員を免じた旨の通知を受領
した。

(常任委員解任及び補欠選任)

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任
委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

解任

吉田 公一君

羽田 孜君

補欠

羽田 孜君

吉田 公一君

補欠

岡田 克也君

高市 早苗君

羽田 孜君

大矢 卓史君

石田 美栄君

西川太一郎君

吉田 公一君

羽田 孜君

大矢 卓史君

羽田 孜君

補欠

塩崎 恭久君

中谷 元君

斎藤 文昭君

鈴木 俊一君

鈴木 俊一君

労働委員

解任

池田 隆一君

鉢呂 吉雄君

池田 隆一君

補欠

池田 隆一君

石橋 大吉君

池田 隆一君

石橋 大吉君

補欠

逢沢 一郎君

岸田 文雄君

根本 匠君

逢沢 一郎君

松岡 利勝君

補欠

佐田 玄一郎君

松田 忠洋君

石田 美栄君

鉢呂 吉雄君

福永 信彦君

横内 正明君

池田 隆一君

佐田 玄一郎君

松田 忠洋君

石田 美栄君

鉢呂 吉雄君

池田 隆一君

補欠

小泉 辰一君

徳田 虎雄君

松岡 利勝君

塩谷 立君

谷口 隆義君

塩谷 立君 松岡 利勝君
徳田 虎雄君 小泉 晨一君
谷口 隆義君 長内 順一君
地方分権に関する特別委員

補欠

山口 俊一君 塩谷 立君
塩谷 立君 山口 俊一君

(議案提出)

一、昨十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件

サリン等による人身被害の防止に関する法律案

(議案付託)

一、昨十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

サリン等による人身被害の防止に関する法律案
(内閣提出第九六号) 地方行政委員会 付託

国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一六号) 外務委員会 付託

(議案送付)

一、去る十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

放送法の一部を改正する法律案
地方分権推進法案

(議案通知)

一、去る十四日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

悪質防止法の一部を改正する法律案
(議案通知書受領)

一、去る十四日、参議院から、本院の送付した次

の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

家族の責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十八号)の締結について承認を求めるの件

原子力の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

一、去る十四日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案

電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律案

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案

電気事業法の一部を改正する法律案

(答弁書受領)

一、去る十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員竹内猛君提出食鳥検査法に関する質問に対する答弁書

平成七年三月二十三日提出
質問 第三号

食鳥検査法に関する質問主意書

提出者 竹内 猛

食鳥検査法に関する質問主意書

「食鳥検査法」は、食鳥処理場の事業について衛生上の見地から必要な規制を行うとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的に平成二年六月に成立公布され、平成三年四月一日に施行されました。

それからは三年が経過した現在、成鶏処理に關しては構造設備基準が適合しないまま認可されたり、検査方法等においても違法箇所が多く見受けられるとの訴えがあり、また、平成五年十一月には「食鳥検査法」に基づいて施設整備した業者によって「食鳥検査法」を守る会」を結成し厚生省及び違法認可したとされる各県に対し監督権の行使及び職務執行勧告・職務執行命令等の申立・請願を行ってきたが、いっこうに改善されなかったとの訴えもあったので次の事項について質問致します。

一 構造設備基準については、厚生省令の構造設備基準に適合したものにのみ認可されるべきものであるが、福島行政監察事務所及び岡山・徳島行政監察事務所の監察結果にあるような基準不適合の施設が存在している事実があるのではないかと。

二 「食鳥検査法」で規定されている検査方法についてであるが、「生体検査」「脱羽後検査」「内臓摘出後検査」の順に検査することとなっている

が、検査法を守る会の会員以外の業者は、外剥ぎ方式で六千羽から八千羽の処理を実施しているようであり、このような状況で同一検査が可能であるかどうか。

三 次に認定小規模についてであるが、大規模認定業者は公的検査が義務付けられ、処理羽数年間三十万羽以下の認定小規模業者は自主検査で、検査手数料がかからないことになっているのは、明らかに不平等ではないか。また、認定小規模の施設の方がむしろ設備基準に適合しない者が多いのではないかと思うがどうか。

四 次に成鶏八千万羽の処理に対し、二百の大規模処理場と一千を超える認定小規模処理場が認可されている。検査手数料がかからず、施設整備も充分に行っていない認定小規模処理場において、鶏が容易に購入でき、他方設備投資を実施した業者においてはなかなか購入できない状態のようである。

もしこのようなことが事実だとすれば、法律を守って設備投資した大規模な処理場が倒産し、設備基準に不適合な処理場だけが存在することにならないか。政府の現状認識をうかがいたい。あわせて、もしこのような状況が生じた場合において、政府はどのような対策を講ずるのか。

右質問する。

内閣衆質一三二第三号
平成七年四月十四日

衆議院議長 土井たか子殿
衆議院議員竹内猛君提出食鳥検査法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣総理大臣 村山 富市

(別紙)

衆議院議員竹内猛君提出食鳥検査法に関する質問に対する答弁書

一について

食鳥処理場については、現在、その構造又は設備の一部が厚生省令で定める構造設備基準に適合していないものも存在するが、このような食鳥処理場については、都道府県知事等がその整備改善を指導しているところである。

二について

御指摘の外刻き方式による食鳥処理が行われている場合においても、食鳥肉、内臓等が同一の食鳥に由来するものであることを確認することができることから、適正な食鳥検査が可能であると考えている。

三について

認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥検査の特例に関する規定は、食鳥を一羽ずつ手作業でとさつ、解体等を行うことから食鳥といたし、内臓等の異常を発見しやすい等といった小規模な食鳥処理場の実態に配慮するとともに、認定小規模食鳥処理業者が食鳥処理衛生管理者に食鳥といたし、内臓等の異常の有無を確認させること等により食鳥肉の衛生が確保できることから設けられた制度であり、合理的なものであると考えている。

なお、認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥処理場に構造設備基準に適合していないものが多いという事実はないものと考えている。

四について
現在、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)の施行によ

り、認定小規模食鳥処理業者以外の食鳥処理業者において成鶏の購入が困難となつていゝう状況が生じているとは考へていない。また、大規模な食鳥処理場が倒産し、構造設備基準に不適合な食鳥処理場だけが存在することになるということはないものと考えている。

千九百九十四年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成七年三月二十九日

衆議院議長 土井たか子殿
参議院議長 原文兵衛

千九百九十四年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

千九百九十四年の国際熱帯木材協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百九十四年の国際熱帯木材協定

前文

この協定の締結は、新たな国際経済秩序の確立に関する宣言及び新たな国際経済秩序の確立のための行動計画、一次産品総合計画、開発のための新たなパートナーシップ(カルタヘナ約束)並びにカルタヘナ精神に定める関連目的を想起し、

千九百八十三年の国際熱帯木材協定を想起し、また、国際熱帯木材機関の設立以来の活動及び成果熱帯木材の国際貿易を専ら持続可能であるよ

うに経営されている供給源からのものについて行うようにするための戦略を含むことを認め、更に、リオ・デ・ジャネイロにおける国際連合環境開発会議で千九百九十二年六月に採択された環境及び開発に関するリオ宣言、すべての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的なコンセンサスのための法的拘束力のない權威のある原則声明並びにアジェンダ二十一の関連する章、気候変動に関する国際連合枠組条約並びに生物の多様性に関する条約を想起し、

木材生産林を有する諸国の経済に対する木材の重要性を認め、更に、すべての種類の木材生産林の経営、保全及び持続可能な開発のための同等のかつ適切な指針及び基準を促進し及び適用する必要性を認め、熱帯木材貿易と国際木材市場との間の相互関係及び国際木材市場の透明性を改善するために世界的な展望を持つことの必要性に留意し、

インドネシアのバリにおいて千九百九十年五月にすべての加盟国が行つた約束(熱帯木材製品の輸出を専ら持続可能であるように経営されている供給源からのものについて行うことを二十年までに達成するという約束)に留意し、また、すべての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的なコンセンサスのための法的拘束力のない權威のある原則声明の原則10(開発途上国が、特に造林を通じて並びに森林減少並びに森林及び土地の劣化への対処を通じて、自国の森林を持続可能であるように経営し、保全し及び開発することができるようになるために、新規のかつ追加的な資金が開発途上国に供与されるべきであるとするもの)を認め、

更に、千九百八十三年の国際熱帯木材協定の加盟消費国が同協定に継続する協定の交渉のためのジュネーヴにおける国際連合会議の第四会期において千九百九十四年一月二十一日に行つた声明(自国の森林の持続可能な経営を維持し又は二十年までに達成することを約束するもの)に留意し、熱帯木材経済が直面している問題の解決を見いだすための加盟国の間の国際協力及び政策立案の枠組みを強化することを希望して、次のとおり協定した。

第一章 目的

第一条 目的
加盟国が自国の天然資源に対して有する主権(すべての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的なコンセンサスのための法的拘束力のない權威のある原則声明の原則1(a)に定めるもの)を認め、千九百九十四年の国際熱帯木材協定(以下「この協定」という)の目的は、次のとおりとする。

(a) 世界の木材経済に関するすべての側面について、すべての加盟国の間の協議、国際協力及び政策立案のための効果的な枠組みを提供すること。

(b) 非差別的な木材貿易慣行を促進するための協議の場を提供すること。

(c) 持続可能な開発の過程に寄与すること。

(d) 熱帯木材及び熱帯木材製品の輸出を専ら持続可能であるように経営されている供給源からのものについて行うことを二十年までに達成するための戦略を実施するための加盟国の能力を高めること。

- (e) 國際市場の構造の改善により、持続可能な供給源からの熱帯木材の國際貿易の拡大及び多様化を促進すること。このため、長期的に消費が増大し及び供給が継続するよう考慮するものとす、また、価格が持続可能な森林経営の費用を反映し及び加盟国にとって採算がとれ、かつ、公平なものであるよう、並びに市場への進出の機会が改善されるよう考慮する。
- (f) 森林経営及び木材利用の効率を改善するため並びに木材生産熱帯林における木材生産以外の森林の価値を保全し及び高める能力を増大するため、研究及び開発を促進し及び支援すること。
- (g) この協定の目的を達成するための加盟生産国の能力を高めるために必要な新規のかつ追加的な資金及び専門的知識の供与のための制度を發展させ、並びにその制度に寄与すること。
- (h) 國際木材市場のより一層の透明性を確保するため市場情報を改善すること（貿易されている樹種に関する資料その他の貿易に関連する資料の収集、取りまとめ及び配布を含む。）。
- (i) 加盟生産国の工業化を促進するため、また、それにより当該加盟生産国の雇用の機会及び輸出収入を増加させるため、当該加盟生産国における持続可能な供給源からの熱帯木材の後の段階の加工を促進すること。
- (j) 森林資源に依存する地域社会に十分な考慮を払いつつ、産業用熱帯木材に係る造林及び森林経営活動並びに劣化した林地の復旧を支援し及び發展させるよう加盟国を奨励すること。
- (k) 持続可能であるように経営されている供給源からの熱帯木材輸出品の販売及び流通を改善す

- (l) 熱帯木材貿易との関係において、木材生産林及びその遺伝資源の持続可能な利用及び保全並びに關係地域における生態学的均衡の維持を目的とした国内政策を立案するよう加盟国を奨励すること。
4. この協定の目的を実施するための技術の取得の機会の提供、技術移転及び技術協力（これらの提供、移転及び協力は、相互に合意する場合には、緩和されたかつ特惠的な条件によるものを含む。）を促進すること。
- (n) 國際木材市場に関する情報の共有を奨励すること。
- 第二章 定義
- 第二条 定義
- この協定の適用上、
- 1 「熱帯木材」とは、北回歸線と南回歸線との間に位置する国において生育し又は生産される非球果類の木材であつて産業用に使用するものをいい、丸太、製材、単板及び合板を含む。熱帯原産の球果類の木材をある程度含む合板も、この定義に含まれる。
- 2 「後の段階の加工」とは、丸太を全部又はほとんど全部が熱帯木材から成る一次木材製品、半製品又は完成品に加工することをいう。
- 3 「加盟国」とは、この協定が暫定的に効力を有しているか確定的に効力を有しているかを問わず、この協定によつて拘束されることに同意した政府又は政府間機關（第五条に規定するもの）をいう。
- 4 「加盟生産国」とは、熱帯森林資源を有する国若しくは數量において熱帯木材の純輸出国であ

- る国であつて、付表Aに掲げられ、かつ、この協定の締約国となるもの又は熱帯森林資源を有する国若しくは數量において熱帯木材の純輸出国である国であつて、同付表に掲げられていないがこの協定の締約国となり、かつ、理事会が当該国の同意を得て加盟生産国であると宣言したものをいう。
- 5 「加盟消費国」とは、付表Bに掲げられ、かつ、この協定の締約国となる国又は同付表に掲げられていないがこの協定の締約国となり、かつ、理事会が当該国の同意を得て加盟消費国であると宣言した国をいう。
- 6 「機關」とは、次条の規定により設立される國際熱帯木材機關をいう。
- 7 「理事会」とは、第六條の規定により設置される國際熱帯木材理事會をいう。
- 8 「特別多數票」とは、出席しかつ投票する加盟生産国の投票する票の三分の二以上の票及び出席しかつ投票する加盟消費国の投票する票の六十パーセント以上の票（それぞれ別個に計算する。）をいう。ただし、出席しかつ投票する加盟生産国及び加盟消費国のそれぞれ半数以上がこれらの数の票を投票する場合に限る。
- 9 「単純多數票」とは、出席しかつ投票する加盟生産国の投票する票の過半数の票及び出席しかつ投票する加盟消費国の投票する票の過半数の票（それぞれ別個に計算する。）をいう。
- 10 「會計年度」とは、一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。
- 11 「自由利用可能通貨」とは、ドイツ・マルク、フランス・フラン、日本円、スターリング・ポンド、合衆国ドルその他國際取引上の支払を行

- うため現に広範に使用され、かつ、主要な為替市場において広範に取引されている通貨として、能力を有する國際通貨機關が隨時指定する通貨をいう。
- 第三章 組織及び運営
- 第三条 國際熱帯木材機關の本部及び構成
- 1 千九百八十三年の國際熱帯木材協定によつて設立された國際熱帯木材機關は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、存続する。
- 2 機關は、第六條の規定により設置される理事会、第二十六條に規定する委員會その他の補助機關並びに事務局長及び職員によつてその機能を営む。
- 3 機關の本部は、理事会が特別多數票による議決で別段の決定を行わない限り、横浜に置く。
- 4 機關の本部は、常に、加盟国の領域に置く。
- 第四条 機關の加盟國
- (a) 加盟生産國
- (b) 加盟消費國
- 第五条 政府間機關の加盟
- 1 この協定において「政府」というときは、欧州共同体並びに國際協定特に商品協定の交渉、締結及び適用について責任能力を有するその他の政府間機關を含む。したがって、この協定において、署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入というときは、そのような政府間機關については、政府間機關による署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入をいう。

第六條 國際熱帶木材理事會の構成

1 機関の最高機関は、國際熱帶木材理事会とし、理事会は、機関のすべての加盟国で構成する。

第六條 國際熱帶木材理事會の構成

3 代表代理は、代表が不在である間又は特別な場合において、代表に代わって行動し及び投票する権限を与えられる。

1 理事会は、この協定の実施のために

遂行のための措置をとる。

となく特定の問題について決定を行うための手

第八條 理事会の議長及び副議長
理事会は、各曆年につき、議長及び副議長各一人を選出する。議長及び副議長は、機関から報酬を受けない。

又は双方の再選を妨げるものではない。

選出することができる。

理事会は、原則として、少なくとも年一回、

$$z_0$$

する場合

(b) 過半数の加盟生産国又は過半数の加盟消費

3 会期は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において開催する。加盟国の招請により理事会が機関の本部以外の場所において会合する場合には、当該加盟国は、本部以外の場所で会議を開催することにより生ずる追加の費用を負担する。

日前に送付する。

1 加盟生産国及び加盟消費国は、それぞれ総体

(a) 四百票は、アフリカ、アジア、太平洋及び

平等に配分する。

する。

例して配分する。

すべての票は、アフリカ地域のすべての加盟生

票が配分されるまで行われる。

が定義する生産可能な閉鎖広葉樹林をいう。

年の四暦年前の年以降の三年間における各加盟

配分する。

を有する。

を決定する。

票数は、一未満の端数を伴ってはならない。

加盟国は、自国の有するすべての票を投ずる

権利を有するが、投票に当たつて票を分割してはならない。もつとも、2の規定により委託された票については、加盟国は、自国の有する票と別個に投することが出来る。

2 加盟生産国は他の加盟生産国に対し、また、加盟消費国は他の加盟消費国に対し、理事会の議長に対する書面による通告により、理事会の会合において自国の利益を代表し及び自国の票を投することを自国の責任において委託することが出来る。

3 加盟国は、棄権したときは、投票しなかったものとみなされる。

第十二条 理事会の決定及び勧告

1 理事会は、コンセンサス方式によりすべての決定及び勧告を行うよう努める。理事会は、コンセンサスに達することができない場合には、この協定が特別多数票による議決で行うことを定めている場合を除くほか、単純多数票による議決で、すべての決定及び勧告を行う。

2 加盟国の票が前条2の規定により理事会の会合において投じられた場合には、当該加盟国は、1の規定の適用上、出席しかつ投票したものとみなされる。

第十三条 理事会の定足数

1 理事会のいかなる会合においても、第四条に規定する各区分の加盟国の過半数であつて各区分において総票数の三分の二以上を有するものが出席していなければならない。

2 理事会の会合の日として予定された日及びその翌日において1に定める定足数が得られない場合には、会期のその後の日においては、第四条に規定する各区分の加盟国の過半数であつて

各区分において総票数の過半数を有するものが出席していなければならない。

3 第十一条2の規定に基づいて代表されている加盟国は、出席しているものとみなされる。

第十四条 他の機関との協力及び調整

1 理事会は、適当な場合には、国際連合及びその諸機関(例えば、国際連合貿易開発会議(UNCTAD)及び持続可能な開発に関する委員会(CSD)、政府間機関(例えば、関税及び貿易に関する一般協定(GATT)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES))並びに非政府機関との協議及び協力のための措置をとる。

2 機関は、この協定の目的を達成するための努力の重複を避けるため、並びに既存の政府間機関、政府機関又は非政府機関の活動の補完性及び効率を高めるため、可能な最大限度まで、これらの機関の便宜、役務及び専門的知識を利用する。

第十五条 オブザーバーの参加

理事会は、機関の活動に関心を有する非加盟国又は前条、第二十条若しくは第二十九条に規定する諸機関に対し、理事会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することが出来る。

第十六条 事務局局長及び職員

1 理事会は、特別多数票による議決で、事務局局長を任命する。

2 事務局局長の任用の条件は、理事会が定める。事務局局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、理事会の決定に従つてこの協定を運用し及び実施することにつき、理事会に対して責任を負う。

4 事務局局長は、理事会の定める規則に従つて職員を任命する。理事会は、特別多数票による議決で、事務局局長が任命することのできる行政職員及び専門職員の数を決定する。その数の変更は、特別多数票による議決で、理事会が決定する。職員は、事務局局長に対して責任を負う。

5 事務局局長及び職員は、木材産業、木材の取引その他木材に関係する商業活動につきいかなる金銭上の利害関係も有してはならない。

6 事務局局長及び職員は、その任務の遂行に当たつて、いかなる加盟国からも又は機関外のいかなる当局からも指示を求め又は受けてはならない。事務局局長及び職員は、理事会に対して最終的に責任を負う国際公務員としての立場を著しく損なうおそれのあるいかなる行動も慎まなければならない。加盟国は、事務局局長及び職員の責任の専ら國際的な性質を尊重するものとし、これらの者が責任を果たすに当たつてこれらの者を左右しようとしてはならない。

第五章 特権及び免除

第十七条 特権及び免除

1 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。

2 機関並びに機関の事務局局長、職員及び専門家並びに日本国の領域に滞在する加盟国の代表の地位、特権及び免除については、千九百八十八年二月二十七日に東京で署名された日本国政府と國際熱帯木材機関との間の本部協定が、この協定の適正な実施のために当該本部協定の改正が必要である場合にはその改正を経て、引き続き適用される。

3 機関は、理事会の承認の下に、この協定の機能が適正に営まれるために必要な能力、特権及び免除に関する取極を他の国との間で締結することができる。

4 機関の本部が他の加盟国に移転する場合に、当該他の加盟国は、理事会の承認の下に、できる限り速やかに、本部協定を機関との間で締結する。機関は、その協定が締結されるまでの間、機関がその被用者に支払う報酬及び機関の資産、収入その他の財産に対する課税を新たな接受政府の国の法令の範囲内で免除するよう当該新たな接受政府に要請する。

5 本部協定は、この協定とは別個のものとす。もつとも、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。

- (a) 接受政府と機関との間で合意する場合
- (b) 機関の本部が接受政府の国から移転する場合
- (c) 機関が存在しなくなる場合

第六章 会計

第十八条 勘定

- 1 機関に、次の勘定を置く。
 - (a) 運営勘定
 - (b) 特別勘定
 - (c) バリ・パートナーシップ基金
 - (d) その他理事会が適当かつ必要と認める勘定
- 2 事務局局長は、これらの勘定の管理につき責任を負う。理事会は、機関の会計に関する規則において、必要な規定を定める。

第十九条 運営勘定

1 この協定の運用に要する費用は、運営勘定に記帳するものとし、各加盟国の憲法上又は制度

上の手続に従って支払われる年次分担金(その額は、3から5までに定めるところにより決定される。)をもって支弁する。	の生ずる日の後四箇月以内に運営予算に係る分担金の全額を支払っていない場合には、事務局長は、当該加盟国に対してできる限り速やかにそれを支払うよう要請する。事務局長の要請の後二箇月以内に当該加盟国がその分担金を支払っていない場合には、当該加盟国は、支払うことができない理由の説明を要請される。分担金の支払の義務が生ずる日から七箇月を経過した時においても当該加盟国がなお分担金を支払っていない場合には、当該加盟国の投票権は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、分担金の全額が支払われる時まで停止される。他方、加盟国が6の規定により運営予算に係る分担金の支払の義務が生ずる日の後四箇月以内に運営予算に係る分担金の全額を支払う場合において、理事会が機関の会計に関する規則において割引を定めているときは、当該加盟国の分担金は、当該割引を受ける。
2 理事会及び第二十八條に規定する委員会その他の補助機関に出席する代表団の費用は、関係加盟国が負担する。加盟国が機関からの特別の役務を要請する場合には、理事会は、当該加盟国に対し当該役務に要する費用の負担を要求する。	4 準備事業勘定から事業に対して支出されたすべての経費は、当該事業がその後理事会で承認されかつそのための資金が確保された場合には、事業勘定から償還される。この協定の効力発生から六箇月以内に理事会に対して準備事業勘定のための資金が提供されない場合には、理事会は、状況を検討し、適当な措置をとる。
3 理事会は、各会計年度の終了前に、次の会計年度の機関の運営予算を承認し、及び当該運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。	5 特別勘定に係る特定の準備事業又は事業に対するものとして受領された収入はすべて、同勘定に記帳する。当該特定の準備事業又は事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に對する報酬及び旅費を含む。)は、同勘定から支弁する。
4 各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該会計年度の運営予算が承認される時点におけるすべての加盟国の票数の合計に對する当該加盟国の票数の割合に比例する額とする。分担金の額の決定に当たっては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止又はこれによって生ずる票の再配分を考慮することなく算定する。	6 加盟国が事業の資金調達のための借入れに係るすべての義務及び責任を任意に負う場合には、理事会は、適当なときは、特別多数票による議決で、当該事業を支援するための条件を定める。機関は、当該借入れについていかなる義務も負わない。
5 この協定の効力発生の後に機関に加盟する加盟国の最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及びその加盟時における会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該会計年度分の他の加盟国の分担金の額は、変更しない。	7 理事会は、承認された事業の資金調達のための借入れを行いかつ当該借入れに関するすべての義務を負う主体(加盟国を含む。)を、当該主体の同意を得て、指名し及び推薦することができ。この場合において、機関は、資金の使用の状況を把握する権利及び当該事業の実施を監視する権利を留保する。もっとも、機関は、個々の加盟国その他の主体が任意に与える保証について責任を負わない。
6 運営予算に係る分担金の支払の義務は、各会計年度の初日に生ずる。いずれかの会計年度中に機関に加盟した加盟国の当該会計年度に係る分担金の支払の義務は、加盟国となった日に生ずる。	8 いずれの加盟国も、事業に関する他の加盟国又は主体による借入れ又は貸付けから生ずる責任について機関の加盟国であるという理由により責任を負うものではない。
7 加盟国が6の規定により分担金の支払の義務	9 用途が特定されていない任意の資金が機関に提供される場合には、理事会は、当該資金を受領することができる。当該資金は、承認された準備事業及び事業のために使用することができる。
1 特別勘定の下に、次の二の勘定を置く。	10 事務局長は、理事会の定める条件により、理事会によって承認された準備事業及び事業のための適当かつ確実な資金調達に努める。
(a) 準備事業勘定	11 特定の承認された事業のための拠出は、理事会が拠出者の同意を得て別段の決定を行わない限り、当初に拠出の対象とされた特定の事業のためにのみ使用する。機関は、事業の完了後において、当該事業のために当初提供された拠出の総計に對する各拠出者の拠出の割合に応じて残余の資金を各拠出者に返済する。ただし、拠出者が他の方法に同意する場合は、この限りでない。
(b) 地域金融機関及び国際金融機関	第二十一条 金
(c) 任意拠出	1 第一条(d)に定める目的を達成するために必要な投資を加盟生産国が行うことを支援するために、熱帯木材生産林の持続可能な経営のための基金を設立する。

て承認されたものに対してのみ、理事会が配分する。

4 理事会は、基金の資金の配分に当たって、次の二点を考慮する。

(a) 熱帯木材及び熱帯木材製品の輸出を専ら持

続可能であるように経営されている供給源からのものについて行うことを二十年までに達成するための戦略を実施することにより自国の経済に対する林業分野の貢献が不利な影響を受ける加盟国の特別のニーズ

(b) 重要な森林地域を有しており、かつ、木材生産林における保全計画を定めている加盟国のニーズ

5 理事会は、基金のために利用し得る資金が十分であるかにかつて毎年検討するものとし、基金の目的を達成するために加盟生産国が必要としている追加的な資金を得るよう努める。

4 (a)に規定する戦略を実施するための加盟国の能力は、資金の利用可能性により影響を受ける。

6 理事会は、基金の運用のための政策及び会計規則（この協定の終了又はその有効期間の満了の際の会計上の処理に関する規定を含むもの）を定める。

第二十二條 支払の形式

1 運営勘定に対する分担金は、自由利用可能通貨で支払われるものとし、外国為替上の制限を課されない。

2 特別勘定及びバリ・パートナーシップ基金に対する拠出金は、自由利用可能通貨で支払われるものとし、外国為替上の制限を課されない。

3 理事会は、また、承認された事業における必

要性に応じ、特別勘定及びバリ・パートナーシップ基金に対する拠出であつて拠出金以外の形態のもの（科学的及び技術的機材並びに要員の提供を含む）を受け入れることを決定することができる。

第二十三條 会計の検査及び公表

1 理事会は、機関の会計検査のため、独立の会計検査専門家を指名する。

2 1の会計検査専門家が独立の立場から会計検査を行った運営勘定、特別勘定及びバリ・パートナーシップ基金の決算書は、各会計年度の終了の後できる限り速やかに、遅くとも六箇月以内に、加盟国が入手することができるようになるものとし、適当な場合には、理事会が、その後開催される最初の会期において検討し、承認する。会計検査を了した決算書及び貸借対照表の概要は、その後公表する。

第七章 機関の活動

第二十四條 機関の政策活動

機関は、第一条に定める目的を達成するため、経済情報及び市場情報、造林及び森林経営並びに林産業の分野において、政策活動及び事業活動を、可能な限り相互に調和させつつ、均衡のとれた形で行う。

第二十五條 機関の事業活動

1 加盟国は、開発途上国のニーズに留意して、研究及び開発、市場情報、加盟生産国における木材の後の段階の加工の促進並びに造林及び森林経営の分野における準備事業計画案及び事業計画案を理事会に提出することができる。準備事業計画案及び事業計画案は、この協定の一又は二以上の目的の達成に寄与すべきである。

2 理事会は、準備事業計画及び事業計画の承認に当たって、次の事項を考慮する。

(a) この協定の目的との関連
(b) 環境及び社会に及ぼす影響
(c) 適切な地理的均衡の維持が望ましいこと。
(d) 各開発途上生産地域の利害及び特質
(e) 1に規定する分野の間における資金の衡平な配分が望ましいこと。

(f) 費用対効果
(g) 努力の重複を避ける必要性

3 理事会は、機関による資金供与を必要とする準備事業計画及び事業計画の提出、審査及び優先順位のための日程及び手続を定める。理事会は、第二十条又は第二十一条の規定に基づき、資金調達又は支援の対象となる準備事業計画及び事業計画の承認について決定を行う。

4 事務局は、機関の資金が事業計画書に従って使用されていない場合又は不正、浪費、怠慢若しくは不適当な管理がある場合には、当該準備事業又は事業に対する機関の資金の支払を停止することができる。事務局は、理事会による検討のために、その後開催される最初の理事会の会期において報告を提出する。理事会は、適当な措置をとる。

5 理事会は、特別多数票による議決で、準備事業又は事業に対する支援を打ち切ることができる。

第二十六條 委員会の設置

1 この協定により、機関の委員会として次のものを設置する。

(a) 経済情報及び市場情報に関する委員会

(b) 造林及び森林経営に関する委員会
(c) 林産業に関する委員会
(d) 財政及び運営に関する委員会

2 理事会は、特別多数票による議決で、適当かつ必要と認めるその他の委員会及び補助機関を設置することができる。

3 各委員会への参加は、すべての加盟国に開放される。委員会の手続規則は、理事会が決定する。

4 1及び2に規定する委員会及び補助機関は、理事会に対して責任を負うものとし、その一般的な指揮の下に活動する。委員会及び補助機関の会合は、理事会が招集する。

第二十七條 委員会の任務

1 経済情報及び市場情報に関する委員会の任務は、次のとおりとする。

(a) 機関が必要とする統計その他の情報の入手の可能性及び質を検討すること。
(b) 國際木材貿易の状況を把握するため理事会が決定する統計資料及び特定の指標を分析すること。

(c) (b)の資料その他の関連情報（記録されていない木材貿易に関する情報を含む。）に基づき、國際木材市場並びにその現状及び短期の見通しを絶えず検討すること。

(d) 熱帯木材に関する適切な研究（例えば、価格、市場における弾力性、市場における代替可能性、新しい産品の販売及び國際熱帯木材市場の長期の見通しに関する研究）の必要性及び性質に関し理事会に勧告を行い、並びに理事会が委託する研究の状況を把握し及び検討すること。

- (e) 木材の経済的、技術的及び統計的側面に関するその他の任務であつて理事会がこの委員会に委任するものを遂行すること。
- (f) 開発途上加盟国における関係統計業務を改善するため、これらの加盟国に対する技術協力の供与を支援すること。
- 2 造林及び森林経営に関する委員会の任務は、次のとおりとする。
- (a) 加盟国における森林活動の発展に関して加盟国の間において同等の資格で行われる協力を、特に次の分野において促進すること。
- (i) 造林
 - (ii) 林地の復旧
 - (iii) 森林経営
 - (iv) 造林及び森林経営の分野における開発途上国に対する技術援助及び技術移転の増大を奨励すること。
 - (c) この分野において行われている活動の状況を把握し、並びに権限のある機関と協力して問題点及びその可能な解決策を識別し及び検討すること。
 - (d) 産業用熱帯木材の国際貿易における将来のニーズを常に検討し、並びにその検討に基づき造林、林地の復旧及び森林経営の分野における適当かつ可能な計画及び措置を確定し及び検討すること。
 - (e) 権限のある機関の援助を得て、造林及び森林経営の分野における知識の移転を容易にすること。
 - (f) これらの活動を、造林及び森林経営の分野における協力のため、権限のある機関(例えば、国際連合食糧農業機関(FAO)、国際連

- 合環境計画(UNEP)、世界銀行、国際連合開発計画(UNDP)及び地域開発銀行の主催の下に進められている関連する活動と調整しかつ調和させること。
- 3 林産業に関する委員会の任務は、次のとおりとする。
- (a) 加盟生産国における加工活動の発展に関して加盟国の間において同等の資格で行われる協力を、特に次の分野において促進すること。
- (i) 技術移転を通ずる製品開発
 - (ii) 人的資源の開発及び訓練
 - (iii) 熱帯木材の名称の標準化
 - (iv) 加工製品の仕様の統一
 - (v) 投資及び合併事業の奨励
 - (vi) マーケティング(知名度及び利用度の低い樹種の販売促進を含む)。
 - (b) 後の段階の加工の促進に伴う構造的変化をすべての加盟国(特に開発途上加盟国)の利益となるよう助長するため、情報の交換を促進すること。
 - (c) この分野において行われている活動の状況を把握し、並びに権限のある機関と協力して問題点及びその可能な解決策を識別し及び検討すること。
 - (d) 加盟生産国の利益のために、熱帯木材の加工に関する技術協力の増大を奨励すること。
 - 4 経済情報及び市場情報に関する委員会、造林及び森林経営に関する委員会並びに林産業に関する委員会は、機関の政策活動及び事業活動を均衡のとれた形で促進するために、それぞれ次のことを行う。

- (a) 準備事業及び事業の効果的な審査、監視及び評価を確保することにつき責任を負うこと。
- (b) 理事会に対し準備事業及び事業について勧告すること。
- (c) 準備事業及び事業の実施状況を把握し、並びにすべての加盟国の利益のため、できる限り広範に事業の結果を収集しかつ配布するための措置をとること。
- (d) 政策の構想を立案し、及びその構想を理事会に対して提出すること。
- (e) 事業活動及び政策活動の結果を常に検討し、並びに機関の将来の計画につき理事会に対して勧告すること。
- (f) 機関の行動計画に定める計画立案及び事業活動のための戦略、基準及び優先分野を常に検討し、並びにこれらの修正につき理事会に対して勧告すること。
- (g) 加盟国における能力の構築及び人的資源の開発を強化する必要性を考慮すること。
- (h) その他この協定の目的に関連する任務であつて理事会が各委員会に委任するものを遂行すること。
- 5 研究及び開発は、1から3までに規定する各委員会の共通の任務とする。
- 6 財政及び運営に関する委員会の任務は、次のとおりとする。
- (a) 機関の運営予算案の承認及び機関の運営業務を検討し、並びにこれらに関し理事会に対して勧告すること。
- (b) 慎重な資産管理を確保し及び機関がその活動を実施するために十分な準備金を保有すること。

- ことを確保するため、機関の資産を検討すること。
- (c) 機関の年間の活動計画が予算に及ぼす影響及び当該活動計画の実施のために必要な資金を確保するためにとることのできる措置について検討し、並びにこれらに関し理事会に対して勧告すること。
- (d) 独立の会計検査専門家の選定につき理事会に対して勧告し、及び会計検査専門家が独立の立場から会計検査を行った決算書を検討すること。
- (e) 手続規則及び会計に関する規則につき必要と判断する修正を理事会に対して勧告すること。
- (f) 機関の収入及びこれが事務局の作業を制約する程度について検討すること。
- 第八章 一次産品のための共通基金との関係
- 第二十八条 一次産品のための共通基金との関係
- 機関は、一次産品のための共通基金の制度を十分に利用する。
- 第九章 統計、研究及び情報
- 第二十九条 統計、研究及び情報
- 1 理事会は、熱帯木材貿易に関する最新の信頼し得る資料及び情報並びに非熱帯木材及び木材生産林の経営についての関連情報の入手に資するため、関連する政府間機関、政府機関又は非政府機関との間で緊密な関係を確立する。機関は、この協定の運用に必要と認める場合には、これらの関連する機関と協力して、木材の生産、供給、貿易、在庫、消費及び市場価格、木

材資源の量並びに木材生産林の経営についての統計上の情報を収集し、取りまとめ及び、適切な場合には、公表する。

2 加盟国は、木材、木材貿易及び木材生産林の持続可能な経営を達成することを目的とする活動に関する統計及び情報並びに理事会が要請するその他の関連情報を、妥当な期間内に、自国の国内法に抵触しない範囲で可能な最大限度まで、提供する。理事会は、この2の規定に従って提供される情報の種類及び提出される報告の様式を決定する。

3 理事会は、國際木材市場の動向、同市場の短期及び長期の問題並びに木材生産林の持続可能な経営の達成に向けての進展について関連する研究が行われるよう措置をとる。

第三十条 年次報告及び検討

1 理事会は、各暦年の終了後六箇月以内に、その活動その他適当と認める情報に関する年次報告を公表する。

2 理事会は、毎年、次の事項を検討し及び評価する。

- (a) 國際的な木材の状況
- (b) この協定の目的の達成に関連すると認められる他の要素、事項及び動向

3 2の検討は、次の事項を参考にしつつ行う。

- (a) 加盟国が提供する木材の国内生産、貿易、供給、在庫、消費及び価格に関する情報
- (b) 理事会が要請し、加盟国が提供するその他の統計資料及び特定の指標
- (c) 加盟国が提供する自国の木材生産林の持続可能な経営に向けての進展に関する情報
- (d) その他関連する情報であって、理事会が国

際連合の諸機関、政府間機関、政府機関若しくは非政府機関を通じて又は直接に入手することのできるもの

4 理事会は、次の事項に関する加盟国の間の意見の交換を促進する。

- (a) 加盟国における木材生産林の持続可能な経営の状況及び関連事項
- (b) 機関が定めた目的、基準及び指針との関係

5 理事会は、要請に応じ、適当な情報の共有のために必要な資料を入手するための加盟国特に関係する加盟国の技術的能力を高めるよう努める。この努力には、訓練及び設備に必要な資金を加盟国に対して提供することを含む。

6 検討の結果は、理事会の審議の報告書に記載される。

第十章 雜則

第三十一条 苦情及び紛争

いずれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかった旨の苦情及びこの協定の解釈又は適用に関する紛争は、理事会に對し決定のため付託される。当該苦情及び当該紛争に係る事案についての理事会の決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

第三十二条 加盟国の一般的義務

1 加盟国は、この協定の有効期間中、この協定の目的の達成を促進するため、また、この協定の目的に反する行動をとらないようにするため、最善の努力を払い及び協力する。

2 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を受諾し及び実施することを約束するものとす。決定を制限する効果又は決定に反する効果

を有することとなる措置をとることを差し控える。

第三十三条 義務の免除

1 理事会は、この協定に明示的に定められていない例外的な若しくは緊急の事態又は不可抗力のためこの協定に基づく加盟国の義務を免除する必要がある場合において、当該義務の履行が不可能であることに關する当該加盟国の説明に満足するときは、特別多数票による議決で、当該義務を免除することができる。

2 理事会は、1の規定に基づく加盟国の義務の免除に当たって、義務の免除の条件、期間及び理由を明示する。

第三十四条 特別の救済措置及び特別措置

1 開發途上加盟輸入国は、この協定の下でとられた措置により自国の利益が著しく害される場合には、理事会に對し、適当な特別の救済措置をとるよう要請することができる。理事会は、國際連合貿易開發會議決議第九十三号(第四回会期)Ⅲ3及び4に定めるところにより適当な特別の救済措置をとることを検討する。

2 國際連合が定義する後發開發途上国に該當する加盟国は、理事会に對し、國際連合貿易開發會議決議第九十三号(第四回会期)Ⅲ4並びに千九百九十年代における後發開發途上国のためのパリ宣言及び行動計画56及び57に定めるところにより特別措置をとるよう要請することができる。

第三十五条 検討

理事会は、この協定の効力発生の四年後にその適用範囲を検討する。

第三十六条 無差別待遇

この協定のいかなる規定も、木材及び木材製品の國際貿易を制限し又は禁止するための措置(特に、木材及び木材製品の輸入及び利用に關係するもの)をとることを認めるものではない。

第十一章 最終規定

第三十七条 寄託者

國際連合事務局長は、ここに、この協定の寄託者として指名される。

第三十八条 署名、批准、受諾及び承認

1 この協定は、千九百九十四年四月一日から効力発生の日の後一箇月が経過するまで、國際連合本部において、千九百八十三年の國際熱帯木材協定に繼續する協定の交渉のための國際連合會議に招請された政府による署名のために開放しておく。

2 1に規定する政府は、次のいずれかのことを行うことができる。

- (a) この協定に署名する際に、署名によってこの協定に拘束されることに同意する旨の宣言を行うこと(確定的な署名)。
- (b) この協定に署名した後、寄託者に批准書、受諾書又は承認書を寄託することによってこの協定を批准し、受諾し又は承認すること。

第三十九条 加入

1 この協定は、理事会の定める条件に基づくすべての国の政府による加入のために開放しておく。この条件には、加入書の寄託の期限を含む。もっとも、理事会は、この条件に定める期限までに加入することができない政府に対し、期限の延長を認めることができる。

2 加入は、寄託者に加入書を寄託することに

よって行つ。

第四十条 暫定的適用の通告

この協定を批准し、受諾し若しくは承認する意思を有する署名政府又は加入のための条件が理事會によつて定められてゐるが加入書を寄託することのできない政府は、この協定が次条の規定に従つて効力を生ずる日から又は、この協定が既に効力を生じている場合には、当該政府の特定する日からこの協定を暫定的に適用する旨をいつでも寄託者に通告することができる。

第四十一条 効力発生

1 この協定は、付表Aに掲げるところにより総票数の五十五パーセント以上を有する十二以上の生産国の政府及び付表Bに掲げるところにより総票数の七十パーセント以上を有する十六以上の消費国の政府が、第三十八条2の規定に基づき、確定的な署名を行い、批准し、受諾し若しくは承認し又は第三十九条の規定に基づき加入した場合に、千九百九十五年二月一日又はその後のいずれかの日に確定的に効力を生ずる。

2 この協定が千九百九十五年二月一日に確定的に効力を生じなかつた場合であつても、同日又はその後の七箇月以内のいずれかの日に、付表Aに掲げるところにより総票数の五十パーセント以上を有する十以上の生産国の政府及び付表Bに掲げるところにより総票数の六十五パーセント以上を有する十四以上の消費国の政府が、第三十八条2の規定に基づき、確定的な署名を行い、批准し、受諾し若しくは承認し又は前条の規定に基づきこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した場合には、同年一月一日又は

は当該その後の七箇月以内のいずれかの日に暫定的に効力を生ずる。

3 國際連合事務総長は、1又は2に定める効力発生要件が千九百九十五年九月一日までに満たされなかつた場合には、第三十八条2の規定に基づき、確定的な署名を行い、批准し、受諾し若しくは承認し又はこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した政府が実行可能な最も早い時に會合しこの協定の全部又は一部をこれらの政府の間で暫定的に発効させるか又は確定的に発効させるかを決定するため、これらの政府を招集する。この協定をこれらの政府の間で暫定的に発効させることを決定した場合に、これらの政府は、事態を検討するため随時會合し、この協定をこれらの政府の間で確定的に発効させるかさせないかを決定することができる。

4 この協定は、寄託者に対し前条の規定に基づく暫定的適用の通告を行わなかつた政府で、この協定の効力発生の後、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託するものについては、その寄託の日に効力を生ずる。

5 機關の事務局長は、この協定の効力発生の後できる限り速やかに、理事会を招集する。

第四十二条 改正

1 理事会は、特別多数票による議決で、加盟国に対しこの協定の改正を勧告することができる。

2 理事会は、加盟国が寄託者に対して改正の受諾を通告する期限について定める。

3 改正は、三分の二以上の加盟生産国であつて加盟生産国の総票数の七十五パーセント以上を

有するもの及び三分の二以上の加盟消費国であつて加盟消費国の総票数の七十五パーセント以上を有するものから寄託者が受諾の通告を受領した後九十日で、効力を生ずる。

4 改正の効力発生要件が満たされた旨を寄託者が理事会に通報した後は、理事会の定める期限に関する2の規定にかかわらず、加盟国は、改正の効力発生までの間、寄託者に対し改正の受諾を通告することができる。

5 加盟国は、改正の効力発生の日までに改正の受諾を通告しなかつた場合には、同日に締約国でなくなる。ただし、憲法上又は制度上の手続を完了することが困難なため改正の効力発生の日までに受諾することができなかったことを当該加盟国が理事会に対して証明し、かつ、当該加盟国のために改正の受諾の期限を延長することを理事会が決定する場合は、この限りでない。当該加盟国は、改正の受諾を通告する時まで改正に拘束されない。

6 改正の効力発生要件が2の規定に基づいて理事会が定めた期限までに満たされなかつた場合には、改正は、撤回されたものとみなす。

第四十三条 脱退

1 加盟国は、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この協定の効力発生の後いつても、この協定から脱退することができる。脱退の通告を行った加盟国は、同時にその旨を理事会に通報する。

2 脱退は、寄託者が1の通告を受領した後九十日で効力を生ずる。

3 加盟国がこの協定に基づき機關に対して負っている会計上の義務は、当該加盟国の脱退に

よつて終了しない。

第四十四条 除名

理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定し、かつ、その違反がこの協定の実施を著しく妨げてゐると決定する場合には、特別多数票による議決で、当該加盟国をこの協定から除名することができる。理事会は、その旨を寄託者に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の決定の日の後六箇月で、締約国でなくなる。

第四十五条 脱退し若しくは除名される加盟国又は改正を受諾することのできない加盟国に係る会計上の処理

1 理事会は、次の理由によりこの協定の締約国でなくなる加盟国について会計上の処理を行う。

- (a) 第四十二条の規定によるこの協定の改正の受諾を行わないこと。
- (b) 第四十三条の規定に基づきこの協定から脱退すること。
- (c) 前条の規定に基づきこの協定から除名されること。

2 理事会は、この協定の締約国でなくなる加盟国が運営勘定、特別勘定及びバリ・パートナーシップ基金に対して支払った分担金及び拠出金の払戻しを行わない。

3 この協定の締約国でなくなった加盟国は、機關の清算によつて得られる収益その他の機關の資産の持分に係る権利を有しない。当該加盟国は、また、この協定の終了の際に機關に損失があつても、当該損失のいずれの部分の支払についても責任を負わない。

第四十六条 有効期間、延長及び終了

- 1 この協定は、効力発生の後四年間効力を有する。ただし、理事会が、この条に定めるところにより、特別多数票による議決で、この協定について有効期間を延長し、再交渉し又は終了させることを決定する場合は、この限りでない。
- 2 理事会は、特別多数票による議決で、この協定の有効期間を二回(それぞれ三年間)延長することを決定することができる。
- 3 1に規定する四年の期間の満了前又は2に規定する延長期間の満了前のいずれかにおいて、この協定に代わる新たな協定についての交渉が行われたが、その新たな協定が確定的にもまた暫定的にも効力を生じていない場合には、理事会は、特別多数票による議決で、その新たな協定が暫定的又は確定的に効力を生ずる時までこの協定の有効期間を延長することができる。
- 4 新たな協定についての交渉が行われ、2又は3の規定に基づくこの協定の延長期間内にその新たな協定が効力を生ずる場合には、延長されたこの協定は、その新たな協定が効力を生ずる時に終了する。
- 5 理事会は、いつでも、特別多数票による議決で、その定める日にこの協定を終了させることを決定することができる。
- 6 理事会は、この協定の終了の後も、機関の清算(会計上の処理を含む。)を行うため、十八箇月を超えない期間存続するものとし、当該期間中、特別多数票による清算に関する決定に従って清算に必要な権限及び任務を有する。

7 理事会は、この条に定めるところにより行われた決定を寄託者に通告する。

第四十七条 留保

留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。

第四十八条 補足規定及び経過規定

1 この協定は、千九百八十三年の国際熱帯木材協定に継続する協定とする。

2 千九百八十三年の国際熱帯木材協定に基づいて機関若しくはその内部機関により又はこれらの名においてとられた措置であつて、この協定が効力を生ずる日に有効であり、かつ、同日に満了する旨の定めのないものは、この協定に基づき変更がない限り、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、それぞれ明記する日にこの協定に署名した。

千九百九十四年一月二十六日にジュネーヴで、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によりこの協定を作成した。

付表A

熱帯森林資源を有する生産国又は数量において熱帯木材の純輸出国である国及び第四十一条の規定の適用のための票の配分の一覧表

ポリヴィア

二二

ブラジル	一三三
カメルーン	二三
コロンビア	二四
コンゴ	二三
コスタ・リカ	九
象牙海岸	二三
ドミニカ共和国	九
エクアドル	一四
エル・サルヴァドル	九
赤道ギニア	二三
ガボン	二三
ガーナ	二三
ガイアナ	一四
ホンデュラス	九
インド	三四
インドネシア	一七〇
リベリア	二三
マレーシア	一三九
メキシコ	一四
ミャンマー	三三
パナマ	一〇
パプア・ニューギニア	二八
パラグアイ	一一
ペルー	二五
フィリピン	二五
タンザニア連合共和国	二三
タイ	二〇
トーゴ	二三
トリニダード・トバゴ	九

ヴェネズエラ 一〇
ザイール 二三
総計 一、〇〇〇

付表B 消費国及び第四十一条の規定の適用のための票の配分を一覧表

アフガニスタン	一〇
アルジェリア	一三
オーストラリア	一八
オーストリア	一一
バハレーン	一一
ブルガリア	一〇
カナダ	一二
チリ	一〇
中国	三六
エジプト	一四
欧州共同体 (二二〇)	二六
ベルギー・ルクセンブルグ	一一
デンマーク	四四
フランス	三五
ドイツ	一三
ギリシャ	一三
アイルランド	一三
イタリア	三五
オランダ	四〇
ポルトガル	一八
スペイン	二五
連合王国	四二
フィンランド	一〇

日本国	三二〇
ネパール	一〇
ニュー・ジールランド	一〇
ノールウェー	一〇
大韓民国	九七
ロシア連邦	一三
スロヴァキア	一一
スウェーデン	一〇
スイス	一一
アメリカ合衆国	五一
総計	一、〇〇〇

千九百九十四年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

熱帯木材の国際貿易の発展及び需給の均衡を図ることにより、熱帯木材生産国の輸出収入の増加及び消費国への供給の安定を確保することを目的として、昭和五十八年に「千九百八十三年の国際熱帯木材協定」が作成され、現在まで三回にわたり延長されてきた。「千九百八十三年の国際熱帯木材協定」の二回目の延長期限が平成六年三月三十一日までとなっていたことから、これに代わる新たな国際熱帯木材協定を作成するための国際連合会議が平成五年四月から四回にわたり開催され、その結果、平成六年一月二十六日にジュネーヴで開催された同会議に

おいて、本協定が採択された。なお、その際、「千九百八十三年の国際熱帯木材協定」は、本協定が発効するまで延長されることが決定された。

本協定は、世界の木材経済に関する国際協力の枠組みを提供するとともに、持続可能な供給源からの熱帯木材の貿易の拡大を促進すること等を目的としたものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、「千九百八十三年の国際熱帯木材協定」により設立された国際熱帯木材機関(以下「機関」という。)を引き続き存続させ、その本部は、横浜に置かれること。

2 機関の最高機関は国際熱帯木材理事会(以下「理事会」という。)とし、理事会はすべての加盟国で構成され、この協定の実施のために必要なすべての権限を行使すること。

3 協定の運用に要する費用は加盟国の年次分担金をもって支弁し、準備事業又は事業に係る費用は任意拠出等を資金源とする特別勘定から支弁すること。

4 熱帯木材の輸出を専ら持続可能であるように経営されている供給源からのものについて行うことを二十年までに達成するために必要な投資を加盟生産国が行うことを支援するため、パリ・パートナーシップ基金を設立すること。

5 機関は、この協定の目的の達成のため造林及び森林経営等の分野において政策活動及び事業活動を行うこと。

6 機関の委員会として、経済情報及び市場情報に関する委員会、造林及び森林経営に関する委員会、林産業に関する委員会並びに財政及び運営に関する委員会を設置すること。

7 機関は、木材に関する統計上の情報を収集し、取りまとめ及び公表し、加盟国は、木材に関する統計及び情報その他の関連情報を提供すること。

なお、本協定は、平成七年九月一日までに、所定の条件が満たされず発効するに至らなかった場合には、批准書等を国際連合事務総長に寄託した政府及び暫定的適用を通告した政府の間で暫定的又は暫定的に発効させることを決定することができることになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、熱帯木材の安定的な供給の確保に資するとともに、開発途上にある熱帯木材生産国の経済発展に貢献する等の見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、平成七年度一般会計予

算外務省所管国際分担金其他諸費の項に、国際熱帯木材機関分担金として八千五百六十九万九千円、国際熱帯木材機関拠出金として十四億四千三百三十一万千円がそれぞれ計上されている。右報告する。

平成七年四月十四日

外務委員長 三原 朝彦

衆議院議長 土井たか子殿

千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

右

平成七年三月三十一日

内閣総理大臣 村山 富市

千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この条約は、油による汚染事件への準備及び対

応に關し、各締約国がとる措置、國際協力の枠組み等について定めるものである。世界有数のタンカー保有国であり、かつ、石油輸入国である我が国がこの条約を締結することは、海洋環境の保全に資するとともに、この分野における國際協力を一層推進する見地からも有意義である。よって、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約

この条約の締約国は、人間を取り巻く環境、特に海洋環境を保全する必要があることを認め、

船舶、沖合施設並びに海港及び油取扱施設に係る油による汚染事件が海洋環境にとって重大な脅威となることを認識し、

油による汚染を回避するために予防措置及び防止措置をとることが重要であること、並びに海上における安全及び海洋汚染の防止に関する現行の國際的な文書、特に、千九百七十四年の海上における人命の安全のための國際条約(その改正を含む。)及び千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための國際条約に関する千九百七十八年の議定書(その改正を含む。)を厳格に適用し並びに油を運送する船舶及び沖合施設の設計、運用及び維持に關する基準を速やかに強化することが必要であることに留意し、

油による汚染事件が発生した際に当該事件から生ずるおそれのある損害を最小にするため、迅速かつ効果的な措置をとることが不可欠であることに留意し、

油による汚染事件に対応するための効果的な準備が重要であること並びにこの点に關して石油業界及び海運業界が重要な役割を果たすことを強調し、

特に、油による汚染事件に対応するための各国の能力に關する情報の交換、油による汚染に対する緊急時計画の作成、海洋環境又は各国の沿岸及び關係利益に影響を及ぼすおそれのある重大な事件に關する報告書の交換並びに油による海洋環境の汚染に対応する方法についての研究開発に關する相互援助並びに國際協力が重要であることを認識し、

環境に關する國際法の一般原則である「汚染者負担」の原則を考慮し、

油による汚染損害に係る責任並びに賠償及び補償に關する國際的な文書、特に、千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に關する國際条約(以下「責任条約」という。)及び千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための國際基金の設立に關する國際条約(以下「基金条約」という。)が重要であること並びに責任条約に關する千九百八十四年の議定書及び基金条約に關する千九百八十四年の議定書の早期の効力発生が強く求められていることを考慮し、

更に、地域的な条約及び取極を含む二国間及び多数国間の取極及び取決めが重要であることを考慮し、

海洋法に關する國際連合条約の關連規定(特に第十二部の規定)に留意し、

開發途上国(特に島嶼国)の特別のニーズを考慮しつつ、國際協力を促進し並びに油による汚染に係る準備及び対応に關する国家、地域及び世界全体の既存の能力を向上させることが必要であることを認め、

これらの目的を達成するための最善の方法は、油による汚染に係る準備、対応及び協力に關する國際条約を締結することであることを考慮して、次のとおり協定した。

第一条 一般規定

(1) 締約国は、油による汚染事件について準備し及び対応するため、この条約及びその附屬書の規定に従い、単独又は共同してすべての適当な措置をとることを約束する。

(2) この条約の附屬書は、この条約の不可分の一部を成すものとし、「この条約」というときは、附屬書を含めていうものとする。

(3) この条約は、軍艦、軍の補助艦又は国が所有し若しくは運航する他の船舶で政府の非商業的業務にのみ使用しているものについては、適用しない。ただし、締約国は、自国が所有し又は運航するこれらの船舶の運航又は運航能力を阻害しないような適当な措置をとることににより、これらの船舶が合理的かつ実行可能である限り

この条約に即して行動することを確保する。

第二条 定義

この条約の適用上、

(1) 「油」とは、原油、重油、スラッジ、廃油、精製油その他のあらゆる形態の石油をいう。

(2) 「油による汚染事件」とは、油の排出に伴い又は伴うおそれのある一の出来事又は同一の原因による一連の出来事であつて、海洋環境又は一若しくは二以上の国の沿岸若しくは關係利益を脅かし又は脅かすおそれがあり、かつ、緊急措置その他の速やかな対応を必要とするものをいう。

(3) 「船舶」とは、海洋環境において運航するすべての型式の船舶類をいい、水中翼船、エアクッション船、潜水船及びすべての型式の浮遊機器を含む。

(4) 「沖合施設」とは、固定され又は浮いている沖合の施設又は構造物であつて、ガス若しくは油の探査、開発若しくは生産に關する活動又は油の積み込み若しくは積卸しに使用されるものをいう。

(5) 「海港及び油取扱施設」とは、油による汚染事件を生じさせ得る施設をいい、特に、海港、石油ターミナル、パイプラインその他の油取扱施設を含む。

(6) 「機関」とは、國際海事機関をいう。

(7) 「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

第三条 油污緊急計画

- (1) 締約国は、自国を旗国とする船舶に対し、機関が採択した規則に定めるところにより、油污船舶内緊急計画を当該船舶内に備えることを要求する。
- (b) (a)の規定により油污船舶内緊急計画を備えることが要求されている船舶は、締約国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設にある間、現行の国際協定又は当該締約国の国内法令の下における慣行に従い、当該締約国から正当に権限を与えられた職員による検査に服する。
- (2) 締約国は、自国の管轄の下にある沖合施設の管理者に対し、第六条の規定に従って確立する国家的な体制に適合するように調整された油污緊急計画であって、自国の権限のある当局が定める手続に従って承認されたものを備えることを要求する。
- (3) 締約国は、自国の管轄の下にある適当と認める海港及び油取扱施設に責任を有する当局又は管理者に対し、第六条の規定に従って確立する国家的な体制に適合するように調整された油污緊急計画又はこれに類似する規程であって、自国の権限のある当局が定める手続に従って承認されたものを備えることを要求する。
- 第四条 油による汚染に係る通報に関する手続
- (1) 締約国は、次のことを行う。

- (a) 自国を旗国とする船舶の船長又は当該船舶に責任を有する船長以外の者及び自国の管轄の下にある沖合施設の管理者に対し、当該船舶又は当該沖合施設において油の排出を伴い又は伴うおそれのある出来事が生じた場合には、その旨を次に掲げる沿岸国に遅滞なく通報するように要求すること。
- (i) 船舶の場合には、最寄りの沿岸国
- (ii) 沖合施設の場合には、当該施設について管轄権を有する沿岸国
- (b) 自国を旗国とする船舶の船長又は当該船舶に責任を有する船長以外の者及び自国の管轄の下にある沖合施設の管理者に対し、油の排出を伴う出来事又は油の存在を海上で発見した場合には、その旨を次に掲げる沿岸国に遅滞なく通報するように要求すること。
- (i) 船舶の場合には、最寄りの沿岸国
- (ii) 沖合施設の場合には、当該施設について管轄権を有する沿岸国
- (c) 自国の管轄の下にある海港及び油取扱施設の管理者に対し、油の排出を伴い若しくは伴うおそれのある出来事が生じた場合又は油の存在を発見した場合には、その旨を自国の権限のある当局に遅滞なく通報するように要求すること。
- (d) 海洋巡視のための自国の船舶又は航空機及び他の適当な施設又は職員に対し、海上又は海港若しくは油取扱施設において油の排出を

- 伴う出来事又は油の存在を発見した場合に、その旨を自国の権限のある当局又は、場合に依り、最寄りの沿岸国に遅滞なく通報するように指導すること。
- (e) 民間航空機の操縦者に対し、油の排出を伴う出来事又は油の存在を海上で発見した場合には、その旨を最寄りの沿岸国に遅滞なく通報するように要請すること。
- (2) (1)(a)(i)の規定による通報については、機関が定めた規則並びに機関が採択した指針及び一般原則に従って行う。(1)(a)(ii)及び(b)から(d)までの規定による通報については、適用可能な限り、機関が採択した指針及び一般原則に従って行う。
- 第五条 油による汚染に係る通報を受け、場合にとる措置
- (1) 締約国は、前条に規定する通報を受け又は他の情報源から汚染に関する情報の提供を受けた場合には、次のことを行う。
- (a) 関係する出来事が油による汚染事件に該当するかどうかを決定するため、当該出来事を評価すること。
- (b) 油による汚染事件の性質、程度及び生じ得る影響を評価すること。
- (c) その後、油による汚染事件によってその利益が影響を受け又は受けるおそれのあるすべての国に対し、当該事件について遅滞なく通報すること。その通報には次の事項を含める

- ものとし、当該通報は、当該事件に対応するためにとる措置が終了し又は関係国が共同でとる措置を決定するまでの間行う。
- (i) 当該事件に対する自国の詳細な評価及び当該事件に対応するために自国がとった又はとろうとしている措置
- (ii) 適当な追加の情報
- (2) 締約国は、油による汚染事件が重大なものである場合には、直接に又は、適当なときは、関係地域機関若しくは関係地域取決めを通じ、(1)(b)及び(c)に規定する情報を機関に提供すべきである。
- (3) (2)の締約国以外の国であって油による汚染事件によって影響を受けるものは、当該事件が重大なものである場合には、直接に又は、適当なときは、関係地域機関若しくは関係地域取決めを通じ、自国の利益に対する脅威の程度に関する自国の評価及び自国がとった又はとろうとしている措置について機関に通報するように要請される。
- (4) 締約国は、他の国及び機関との情報交換並びにこれらへの通報を行う場合には、実行可能な限り、機関が定めた油污通報制度を利用すべきである。
- 第六条 準備及び対応のための国家的及び地域的な体制
- (1) 締約国は、油による汚染事件に迅速かつ効果的に対応するための国家的な体制を確立する。この体制は、少なくとも次の要件を満たすもの

とする。

(a) 次に規定する組織を指定すること。

(i) 油による汚染に係る準備及び対応について責任を有する自国の権限のある当局

(ii) 第四条に規定する油による汚染に係る通報の受領及び伝達について責任を有する自国の業務上の窓口

(iii) 援助を要請し又は要請された援助の提供を決定することについて自国を代表する権限を有する一の当局

(b) 準備及び対応のための国家的な緊急時計画

(機関が作成した指針を考慮に入れたものであつて、関係を有する各種の団体(公的なものであるか私的なものであるかを問わない)の相互の関係について定めるものを有すること。

(2) 締約国は、更に、可能な範囲内で、個々に又は二国間若しくは多数国間の協力を通じて、適当な場合には石油業界、海運業界、港湾当局その他の関係団体の協力を得て、次のことを行う。

(a) 油の流出に対応するために配置されるべき最低限必要な資材(関係する危険に応じたものの)水準を定め、及び当該資材の使用に係る計画を作成すること。

(b) 油による汚染に対応する組織及び関係する人員の訓練に関する計画を作成すること。

(c) 油による汚染事件への対応に関する詳細な計画を作成し、及び当該対応に係る通信手段

を確立すること。この通信手段は、常に利用可能なものとすべきである。

(d) 油による汚染事件への対応を調整する仕組み又は取決めであつて、適当な場合には、必要な資源を調達することができものを確立すること。

(3) 締約国は、直接に又は関係地域機関若しくは関係地域取決めを通じて、次の事項に関する最新の情報が機関に提供されることを確保する。

(a) (1)(a)に規定する組織の所在地及びその電気通信に関する情報並びに、場合により、当該組織が責任を有する区域

(b) 汚染に対応するための資材並びに油による汚染への対応及び海上における救助に関する分野の専門的知識であつて、他の国の要請に応じて提供することができるもの

(c) 自国の国家的な緊急時計画

第七条 汚染への対応に関する国際協力

(1) 締約国は、油による汚染事件が重大なものである場合には、影響を受け又は受けるおそれのある締約国の要請に応じ、自国の能力及び関係する資源の利用可能性の範囲内で、当該事件に対応するために協力し、助言を与え、並びに技術上の支援及び資材を提供することに同意する。これらの援助に関する費用の負担については、この条約の附属書に定めるところによる。

(2) 援助を要請した締約国は、(1)の費用の暫定的な調達先を特定するに当たって機関に援助を要請することができ。

請することができ。

(3) 締約国は、適用のある国際協定に従い、次のことを容易にするために必要な立法上又は行政上の措置をとる。

(a) 油による汚染事件に対応し又はその対応に必要な人員、貨物、物資及び資材を輸送するために使用される船舶、航空機その他の輸送手段の自国の領域への到着、自国の領域における使用及び自国の領域からの出国

(b) (a)に規定する人員、貨物、物資及び資材の自国の領域への迅速な入国、自国の領域の迅速な通過及び自国の領域からの迅速な出国

第八条 研究開発

(1) 締約国は、油による汚染に係る準備及び対応に関する最新の技術(特に、監視、包囲、回収、拡散、浄化その他油による汚染の影響を最小のものにとどめ又は緩和する方法に関する技術及び原状回復に関する技術)の向上に関する研究開発計画の成果の交換を促進するため、直接に又は、適当な場合には、機関、関係地域機関若しくは関係地域取決めを通じて協力することに同意する。

(2) このため、締約国は、直接に又は、適当な場合には、機関、関係地域機関若しくは関係地域取決めを通じて締約国の研究機関の間の必要な連携を確立することを約束する。

(3) 締約国は、直接に又は機関、関係地域機関若しくは関係地域取決めを通じて、適当な場合には、関係事項(特に、油による汚染に対応するための技術及び資材の改良)についての国際的なシンポジウムの定期的な開催を促進するため、協力することに同意する。

は、関係事項(特に、油による汚染に対応するための技術及び資材の改良)についての国際的なシンポジウムの定期的な開催を促進するため、協力することに同意する。

(4) 締約国は、機関その他の能力を有する国際機関を通じて、油による汚染に対応するための技術及び資材を相互に利用可能なものとするための基準の作成を奨励することに同意する。

第九条 技術協力

(1) 締約国は、直接に又は機関その他の国際的な組織を通じて、油による汚染に係る準備及び対応に關し、適当な場合には、次のことに関する技術援助を要請する締約国に対して支援を行うことを約束する。

(a) 人員を訓練すること。

(b) 関係する技術、資材及び施設を利用することができるよう確保すること。

(c) 油による汚染事件に係る準備及び対応のためのその他の措置の採用を促進すること。

(d) 共同の研究開発計画を開始すること。

(2) 締約国は、油による汚染に係る準備及び対応に関する技術の移転につき、自国の法令及び政策に従つて積極的に協力することを約束する。

第十条 準備及び対応に関する二国間及び多数国間の協力の促進

締約国は、油による汚染に係る準備及び対応に関する二国間又は多数国間の協定を締結するよう努める。これらの協定の写しは、機関に送付され

る。機関は、締約国の要請に応じて当該写しを提供すべきである。

第十一条 他の条約及び国際協定との関係

この条約のいかなる規定も、他の条約又は国際協定に基づく締約国の権利又は義務を変更するものと解してはならない。

第十二条 制度上の措置

(1) 締約国は、機関に対し、次のことを行う任務を与える。ただし、機関が同意し、かつ、その活動を維持するために十分な資源が利用可能である場合に限る。

(a) 情報に関する役割

(i) 締約国が提供する情報及び他の情報源が提供する関連情報を受領し、取りまとめ、及び要請に応じて公表すること(例えば、第五条の(2)及び(3)、第六条(3)並びに第十条の規定参照)。

(ii) 費用の暫定的な調達先を特定するに当たって援助を提供すること(例えば、第七条(2)の規定参照)。

(b) 教育及び訓練

(i) 油による汚染に係る準備及び対応に関する分野における訓練を促進すること(例えば、第九条の規定参照)。

(ii) 国際的なシンポジウムの開催を促進すること(例えば、第八条(3)の規定参照)。

(c) 技術上の役割

(i) 研究開発に関する協力を促進すること(例えば、第八条の(1)、(2)及び(4)並びに第九条(1)(d)の規定参照)。

(ii) 油による汚染事件への対応に関する国家的又は地域的な能力を確立しようとしている国に助言を与えること。

(iii) 締約国が提供する情報及び他の情報源が提供する関連情報を分析し(例えば、第五条の(2)及び(3)、第六条(3)並びに第八条(1)の規定参照)、並びに各国に助言を与え又は情報を提供すること。

(d) 技術援助

(i) 油による汚染事件への対応に関する国家的又は地域的な能力を確立しようとしている国に対する技術援助の提供を促進すること。

(ii) 油による重大な汚染事件に直面している国の要請に基づく技術援助及び助言の提供を促進すること。

(2) 機関は、この条に規定する活動を行うに当たり、単独で又は地域取決めを通じ、油による汚染事件に係る準備及び対応に関する各国の能力を強化するよう努める。この場合において、機関は、各国の経験、地域的な協定及び産業上の制度を利用し、並びに開発途上国のニーズに特別の考慮を払う。

(3) この条の規定は、機関が作成し及び常時検討する計画に従って実施する。

第十三条 条約の評価

締約国は、機関において、この条約の有効性を、その目的に照らし、特に協力及び援助の基礎となる原則を考慮して評価する。

第十四条 改正

(1) この条約は、次の(2)又は(3)のいずれかの手続に従って改正することができる。

(2) 機関における審議の後の改正

(a) 締約国の提案する改正案は、機関に提出するものとし、事務局長は、審議の少なくとも六箇月前に、当該改正案を機関のすべての加盟国及びすべての締約国に送付する。

(b) (a)の規定により提案されかつ送付された改正案は、審議のため機関の海洋環境保護委員会に付託される。

(c) 締約国は、機関の加盟国であるかないかを問わず、海洋環境保護委員会の審議に参加する権利を有する。

(d) 改正案は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択される。

(e) (d)の規定に従って採択された改正は、受諾のため、事務局長によりすべての締約国に送付される。

(f) (i) この条約のいずれかの条又は附属書の改正は、締約国の三分の二により受諾された日に受諾されたものとみなされる。

(ii) 付録の改正は、海洋環境保護委員会が当該改正を採択する際に決定する期間(十箇

月以上とする)を経過した日に受諾されたものとみなされる。ただし、当該期間内に三分の一以上の締約国が事務局長に対し異議を通告した場合は、この限りでない。

(g) (i) (f)の規定により受諾されたこの条約のいずれかの条又は附属書の改正は、事務局長に対し受諾の通告を行った締約国について、当該改正が受諾されたものとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。

(ii) (f)の規定により受諾された付録の改正は、すべての締約国について、当該改正が受諾されたものとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。ただし、同日前に異議を通告した締約国については、この限りでない。締約国は、事務局長に対して通告を行うことにより、先に通告した異議をいつでも撤回することができる。

(3) 会議による改正

(a) 事務局長は、いずれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合に、この条約の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(b) 事務局長は、締約国会議において出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択された改正を、受諾のため、すべての締約国に送付する。

(c) 改正は、締約国会議において別段の決定が行われない限り、(2)の(f)及び(g)に定めるとこ

るにより、受諾されたものとみなされ、かつ、効力を生ずる。

(4) 附属書又は付録を追加するための改正は、附属書の改正に適用される手続に従って採択され及び効力を生ずる。

(5) (2)(f)(i)の規定によるいずれかの条若しくは附属書の改正若しくは(4)の規定による附属書若しくは付録を追加するための改正を受諾しなかつた締約国又は(2)(f)(ii)の規定による付録の改正に異議を通告した締約国は、これらの改正の適用上、締約国でない国として取り扱われる。この取扱いは、(2)(f)(i)の規定による受諾の通告又は(2)(g)(ii)の規定による異議の撤回が行われた際に終了する。

(6) 事務局長は、この条の規定に基づいて効力を生ずる改正及びその効力発生の日をすべての締約国に通報する。

(7) この条の規定に基づく改正に係る受諾、異議又は異議の撤回は、事務局長への書面による通告によって行われ、事務局長は、当該通告及びその受領の日を締約国に通報する。

(8) 付録には、技術的な性質を有する規定のみを定める。

第十五条 署名、批准、受諾、承認及び加入

(1) この条約は、機関の本部において、千九百九十年十一月三十日から千九百九十一年十一月二十九日まで署名のため、その後は加入のため、開放しておく。いずれの国も、次のいずれかの方法によって締約国となることができる。

(a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。

(c) 加入すること。

(2) 批准、受諾、承認又は加入は、これらのための文書を事務局長に寄託することによって行う。

第十六条 効力発生

(1) この条約は、十五以上の国が前条に定めるところにより批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名し又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日の後十二箇月で効力を生ずる。

(2) この条約の効力発生のための要件が満たされた日からこの条約の効力発生の日までの間にこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国については、その批准、受諾、承認又は加入は、この条約の効力発生の日又は当該文書の寄託の日の後三箇月を経過した日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

(3) この条約の効力発生の日の後にこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国については、この条約は、当該文書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。

(4) この条約の改正が第十四条の規定に従って受

諾されたものとみなされる日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正された条約に係るものとする。

第十七条 廃棄

(1) 締約国は、自国についてこの条約の効力が生じた日から五年を経過した後は、いつでもこの条約を廃棄することができる。

(2) 廃棄は、事務局長への廃棄書の送付によって行われる。

(3) 廃棄は、事務局長が廃棄書を受領した後十二箇月で、又は廃棄書に明記されたこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

第十八条 寄託者

(1) この条約は、事務局長に寄託する。

(2) 事務局長は、次のことを行う。

(a) すべての署名国又は加入国に対して次の事項を通報すること。

(i) 新たに行われた署名又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託及びその署名又は寄託の日

(ii) この条約の効力発生の日

(iii) この条約の廃棄書の寄託、その受領の日及びその廃棄が効力を生ずる日

(b) すべての署名国又は加入国の政府に対し、この条約の認証謄本を送付すること。

(3) 寄託者は、この条約が効力を生じたときは直ちに、国際連合憲章第百一条の規定に従い、この条約の認証謄本を登録及び公表のため国際連

合事務総長に送付する。

第十九条 言語

この条約は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百九十年十一月三十日にロンドンで作成した。

附属書 援助に係る費用の償還

(1)(a) 油による汚染事件の発生に先立ち、油による汚染事件に対応するための締約国の措置に係る費用の負担について定める協定が二国間又は多数国間で締結されていない場合には、締約国は、次の(i)又は(ii)の規定により、汚染に対応するためにとられた措置に係る費用を負担する。

(i) 締約国が他の締約国の明示の要請に応じた措置をとった場合には、援助を要請した締約国(以下「要請国」という。)は、援助を提供した締約国(以下「提供国」という。)に対し、当該措置に係る費用を償還する。要請国は、その要請をいつでも撤回することができる。この場合には、提供国が既に負担した又は負担することとなる費用につい

ては、要請国が負担する。

(ii) 締約国が自己の発意で措置をとった場合には、当該措置に係る費用については、当該締約国が負担する。

(b) (a)に定める原則は、関係する締約国が個々の事案において別段の合意をする場合には、適用されない。

(2) 提供国が要請国の要請に応じてとった措置に係る費用は、別段の合意がある場合を除くほか、そのような費用の償還に関する提供国の法令及びその時の慣行に従って公正に計算される。

(3) 要請国及び提供国は、適当な場合には、賠償及び補償の請求に関する手続を終了させることについて協力する。このため、要請国及び提供国は、既に存在する法制度に十分な考慮を払う。このようにして終了した手続の結果として援助の実施に関する活動に要した費用の全額について賠償又は補償が行われない場合には、要請国は、提供国に対し、賠償若しくは補償が行われた額を超える費用の償還の請求を放棄し又は(2)の規定に従って計算された費用の額を減額するよう要請することができる。要請国は、また、当該費用の償還の延期を要請することができる。提供国は、これらの要請を検討するに当たり、開発途上国のニーズに十分な考慮を払う。

(4) この条約の規定は、いかなる意味においても

も、汚染又はその脅威に対応するための措置に係る費用を締約国が第三者から回収する権利であつて国内法及び国際法の他の関係する規定及び規則に基づくものを害するものと解してはならない。責任条約及び基金条約又はこれらの条約の改正については、特別の考慮が払われる。

千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

平成元年三月に米国アラスカ沖で大型タンカー「エクソン・バルディーズ号」の座礁による大規模な油による汚染事件が発生し、海洋汚染事件に対する更なる国際的な対応の必要性、特にそのような事件への初期の対応の重要性が改めて認識され、同年七月のアルシユ・サミットの経済宣言に、国際海事機関(IMO)が油による汚染に関する一層の防止活動のための提案を提示するように求める旨の記述が盛り込まれた。これを受けてIMOは、同年十一月の総会において、油による汚染に対する準備及び対応に関する国際協力の枠組みを作成すること等について決議し、同決議に基づき海洋環境保護委員会等において検討を進めた結果、平成二年十一月にロンドンで開催された国際会議において、本条約が作成された。

本条約は、油による汚染事件への準備及び対

応に関し、各締約国がとる措置、国際協力の枠組み等について定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 締約国は、自国を旗国とする船舶、自国の管轄の下にある沖合施設の管理者、自国の管轄の下にある海港及び油取扱施設の管理者等に対し、油汚染緊急計画等を備えることを要求すること。

2 締約国は、自国を旗国とする船舶の船長等に対し、当該船舶において油の排出を伴い又は伴うおそれのある出来事が生じた場合及び油の排出を伴う出来事又は油の存在を海上で発見した場合においては、最寄りの沿岸国に遅滞なく通報するよう要求すること。

3 締約国は、自国の管轄の下にある沖合施設の管理者に対し、当該沖合施設において油の排出を伴い又は伴うおそれのある出来事が生じた場合及び油の排出を伴う出来事又は油の存在を海上で発見した場合においては、当該施設について管轄権を有する沿岸国に遅滞なく通報するよう要求すること。

4 締約国は、自国の管轄の下にある海港及び油取扱施設の管理者に対し、油の排出を伴い又は伴うおそれのある出来事が生じた場合及び油の存在を海上で発見した場合においては、自国の権限のある当局に遅滞なく通報するよう要求すること。

5 締約国は、油による汚染に係る通報等を受

けた場合には、関係する出来事が油による汚染事件に該当するかしないかを決定するため当該出来事を評価し、関係国へ通報すること。

6 締約国は、油による汚染事件に迅速かつ効果的に対応するための国家的な体制を確立すること。

7 締約国は、油による汚染事件が重大なものである場合には、関係する他の締約国の要請に応じ、自国の能力及び関係する資源の利用可能性の範囲内で協力し、助言を与え並びに技術上の支援及び資材を提供することに同意すること。

8 締約国は、油による汚染に係る準備及び対応に関し、適当な場合には、人員の訓練等に関する技術援助を要請する締約国に対して支援を行うことを約束すること。

なお、条約の不可分の一部を成す附属書は、油による汚染事件に対応するための締約国の援助に関する費用の負担について定めている。

本条約は、本年五月十三日に効力を生ずることになっており、我が国については加入書を国際海事機関事務局長に寄託した日の後三箇月を経過した日に効力を生ずることになっている。よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、海洋環境の保全に資するとともに、この分野における国際協力を一層推進する見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成七年四月十四日

外務委員長 三原 朝彦

衆議院議長 土井たか子殿

サリン等による人身被害の防止に関する法律案

右国会に提出する。

平成七年四月十八日

内閣総理大臣 村山 富市

サリン等による人身被害の防止に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、サリン等の製造、所持等を禁止するとともに、これを発散させる行為についての罰則及びその発散による被害が発生した場合の措置等を定め、もってサリン等による人の生命及び身体被害の防止並びに公共の安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「サリン等」とは、サリン(メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下同じ。)及び次の各号のいずれにも該当する物質で政令で定めるものをいう。
一 サリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有すること。

二 その原材料、製法、発散させる方法、発散したときの性状その他その物質の特性を勘案して人を殺傷する目的に供されるおそれ並びに発散した場合の人の生命及び身体に対する危害の程度が大きいと認められること。

三 犯罪に係る社会状況その他の事情を勘案して人の生命及び身体保護並びに公共の安全の確保を図るためにその物質についてこの法律の規定により規制等を行う必要性が高いと認められること。

(製造等の禁止)

第三条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、サリン等を製造し、輸入し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

一 国又は地方公共団体の職員で政令で定めるものが試験又は研究のため製造し、輸入し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けるとき。
二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号。以下「化学兵器禁止法」という。)又は外国為替及び外

国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の規定により化学兵器禁止法第二条第三項に規定する特定物質の製造、所持、譲渡し若しくは譲り受け又は輸入をすることができるときは、製造し、所持し、譲り渡し、若しくは譲り受け、又は輸入するとき。(被害発生時の措置等)

第四条 警察官、海上保安官又は消防吏員(以下「警察官等」という。)は、サリン等又はサリン等である疑いがある物質の発散により人の生命又は身体被害が生じており、又は生じるおそれがあると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)、道路交通法(昭和三十三年法律第五十五号)、海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)、消防法(昭和二十三年法律第八十八号)その他の法令の定めるところにより、直ちに、その被害に係る建物、車両、船舶その他の場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させ、サリン等を含む物品その他の被害に係る物品を回収し、又は廃棄し、その他その被害を防止するために必要な措置をとらなければならない。この場合において、警察官等は、相互に緊密な連携を保たなければならない。

2 警視總監若しくは道府県警察本部長又は管区海上保安本部長は前項の規定による措置又はこの法律に規定する犯罪の捜査に関し、消防長又は消防署長は同項の規定による措置に関し、それぞれ、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、技術的知識の提供、装備資機材の貸与その他必要な協力を求めることができる。
3 国民は、サリン等若しくはサリン等である疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し又はこれらが所在する場所を知ったときは速やかに警察官等とその旨を通報するとともに、第一項の規定による警察官等の措置の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

(罰則)

第五条 サリン等を発散させて公共の危険を生じさせた者は、無期又は二年以上の懲役に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 第一項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役に処する。ただし、同項の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

第六条 第三条の規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。

2 前条第一項の犯罪の用に供する目的で前項の罪を犯した者は、十年以下の懲役に処する。ただし、同条第一項の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

4 製造又は輸入に係る第一項又は第二項の罪を

犯す目的でその予備をした者は、三年以下の懲役に処する。

第七条 情を知って、第五条第一項の罪又は製造若しくは輸入に係る前条第一項若しくは第二項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料を提供した者は、三年以下の懲役に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条第二号及び附則第四条の規定 化学兵器禁止法の施行の日

二 第五条から第七条までの規定 この法律の公布の日から起算して十日を経過した日

(経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定が施行されるまでの間における第三条の規定の適用については、同条第一号中「国又は地方公共団体の職員で政令で定めるものが」とあるのは、「国の職員が又は国から試験若しくは研究の委託を受けた者で国家公安委員会が指定したものが」とする。

第三条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者(前条の規定により読み替えて適用する第三条第一号に規定する者を除く。次条において

て同じ。)又はこの法律の施行の日以後その日から起算して十日を経過する日までの間に第三条の規定に違反してサリン等を所持するに至った者は、同日までの間に、その所持するサリン等の種類、数量及び所在する場所を当該場所を管轄する警察署長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、警察署長が指示する日時において、その指示する方法により、その届出に係るサリン等を廃棄しなければならない。

3 前項の規定により廃棄するまでの間における当該廃棄のためのサリン等の所持については、第三条及び化学兵器禁止法第十六条第一項の規定は、適用しない。

第四条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者の当該所持するサリン等及び第三条の規定に違反して所持されるサリン等については、化学兵器禁止法附則第二条の規定は、適用しない。この場合における第三条の規定の適用については、同条第二号中「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号。以下「化学兵器禁止法」という。)(附則第二条を除く。とする。

第五条 附則第三条第二項の規定に違反した者

は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 附則第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金刑を科する。

理 由

最近におけるサリンとみられる物質の発散による人の生命及び身体の被害の発生等にかんがみ、サリン等の製造、所持等を禁止するとともに、サリン等を発散させる行為についての罰則及びサリン等の発散による被害が発生した場合の措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

サリン等による人身被害の防止に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近におけるサリンとみられる物質の発散による人の生命及び身体の被害の発生等にかんがみ、サリン等の製造、所持等を禁止するとともに、サリン等を発散させる行為についての罰則及びサリン等の発散による被害が発生

した場合の措置等を定めようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 目的

この法律は、サリン等の製造、所持等を禁止するとともに、これを発散させる行為についての罰則及びその発散による被害が発生した場合の措置等を定め、もってサリン等による人の生命及び身体の被害の防止並びに公共の安全の確保を図ることを目的とすること。

2 定義

この法律において「サリン等」とは、サリン(メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下同じ。)及び次の各号のいずれにも該当する物質で政令で定めるものをいうこと。

(一) サリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有すること。

(二) その原材料、製法、発散させる方法、発散したときの性状その他その物質の特性を勘案して人を殺傷する目的に供されるおそれ並びに発散した場合の人の生命及び身体に対する危害の程度が大きいと認められること。

(三) 犯罪に係る社会状況その他の事情を勘案して人の生命及び身体の保護並びに公共の安全の確保を図るためにその物質についてこの法律の規定により規制等を行う必要性が高いと認められること。

3 製造等の禁止

何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、サリン等を製造し、輸入し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならないこと。

(一) 国又は地方公共団体の職員で政令で定めるものが試験又は研究のため製造し、輸入し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けるとき。

(二) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(以下「化学兵器禁止法」という。)又は外国為替及び外国貿易管理法の規定により化学兵器禁止法第二三条第三項に規定する特定物質の製造、所持、譲渡し若しくは譲受け又は輸入をすることができるときに該当して、製造し、所持し、譲り渡し、若しくは譲り受け、又は輸入するとき。

4 被害発生時の措置等

(一) 警察官、海上保安官又は消防吏員(以下「警察官等」という。)は、サリン等又はサリン等である疑いがある物質の発散により人の生命又は身体が被害が生じており、又は生じるおそれがあると認めるときは、警察法、警察官職務執行法、道路交通法、海上保安庁法、消防法その他の法令の定めるところにより、直ちに、その被害に係る建物、車両、船舶その他の場所への立入りを

禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させ、サリン等を含む物品その他のその被害に係る物品を回収し、又は廃棄し、その他その被害を防止するために必要な措置をとらなければならないこと。この場合において、警察官等は、相互に緊密な連携を保たなければならないこととする。

(二) 警視総監若しくは道府県警察本部長又は管区海上保安本部長は、この法律の規定による被害発生時の措置又はこの法律に規定する犯罪の捜査に關し、消防長又は消防署長は、この法律の規定による被害発生時の措置に關し、それぞれ、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、技術的知識の提供、装備資機材の貸与その他必要な協力を求めることができること。

(三) 国民は、サリン等若しくはサリン等である疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し又はこれらが所在する場所を知ったときは速やかに警察官等にその旨を通報するとともに、4の(一)による警察官等の措置の円滑な実施に協力するよう努めなければならないこと。

5 罰則

(一) サリン等を発散させて公共の危険を生じさせた者は、無期又は二年以上の懲役に処することとし、その未遂についても罰すること。

(二) サリン等の製造、輸入、所持、譲渡し及び譲受けの禁止に違反した者は七年以下の懲役に、発散罪の用に供する目的でサリン等の製造、輸入、所持等の罪を犯した者は十年以下の懲役に処することとし、それらの未遂についても罰すること。

(三) 発散罪を犯す目的でその予備をした者は五年以下の懲役に、製造罪等を犯す目的でその予備をした者は三年以下の懲役に処すること。

(四) 発散予備罪又は発散目的製造罪等を犯した者で発散罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除すること。

6 施行期日等

(一) この法律は、5の罰則等を除き、公布の日から施行すること。

(二) 所要の経過措置及び罰則を設けること。

二 議案の可決理由

最近におけるサリンとみられる物質の発散による人の生命及び身体被害の発生等にかんがみ、サリン等の製造、所持等を禁止するとともに、サリン等を発散させる行為についての罰則及びサリン等の発散による被害が発生した場合の措置等を定めようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

と認め、可決すべきものと議決した。
右報告する。

平成七年四月十九日
地方行政委員長 川崎 二郎
衆議院議長 土井たか子殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第十号の発送は都合により後日となるため、第二十二号を先に発送しました。)

発行所 千一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局
電話 03 (3587) 4294
定価 本号一部
(税 三円を含む)
(配達料別)